

# 令和 2 年度第 1 回 佐倉市建築審査会 会議録

日 時 令和 2 年 6 月 26 日 (金)  
場 所 書面による開催  
出席者  
委 員 杉山委員、渡辺委員、松浦委員、小澤委員、角田委員  
事務局 建築指導課  
立石課長、佐藤主査、齊藤主査、鈴木主任技師、姫野技師  
傍聴人 0 人

## 会議の概要

### 1 開 会

#### 開会宣言

委員 5 人が出席していることから、会議が成立していることを確認する。

### 2 議 事

#### (1) 同意案件

- ・ 建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る案件 1 件

#### ○案件 1

#### 建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相当と判断した理由等について説明をする。

#### 案件審査

- |       |  |
|-------|--|
| 委 員   | ①通路部分を位置指定道路にしないのは、或いはできないのはなぜか。   |
| 特定行政庁 | ①申請地までを位置指定とする場合、北側の佐倉市道Ⅱ-1 号線からの延長距離が 35m を超えることから、中間及び終端に転回広場が必要になり、用地の確保が困難であるため、位置指定道路は難しいと判断した。 |
| 委 員   | ②八千代市道に接続しているが、通路全体を位置指定できないのはなぜか。   |
| 特定行政庁 | ②佐倉市道Ⅱ-1 号線(北東側)から八千代市道(南西側)までの通路部分全体で通り抜けとして位置指定の延長を考えた場合には、通り抜けのため転回広場の問題は無くなるが、通路幅員が 4m に満たな      |

い部分(申請地より南側)があること、八千代市道側の隅切りがないこと、縦断勾配が12%(約20%程度)(参照:スライド20)となっていることから、位置指定は難しいと判断した。

#### 決定事項

案件1について、委員全員の承諾を以って同意された。

### 3 閉 会

#### 閉会宣言